

前回からの主な変更点について

(1) 第2回北広島市子どもの権利推進委員会において出された意見等の反映

- ①素案 16 ページ「第2章 6 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題」で「(5) 子どもとメディアについて」が項目として追加されているが、具体的な施策は？
→「基本目標3 健やかに育つ施策の推進」の「(1) 学ぶことを通して人間の発達を目指すこと」「(5) 自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること」に「アウトメディアの推進」を追加しました。(学校教育課と協議済み)
- ②素案 15 ページで「子ども自身の意識は決して高いとは言えない」という記載があった。子ども会議等で吸い上げた意見を事業に反映するなど、子どもの参加の意識を高め、インセンティブを持たせる仕組みが大切ではないか？
→「基本目標4 参加する施策の推進」に掲げる(1)～(4)の各施策を進める中で、特に「(2) 参加した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること」の「意見反映の機会の提供と支援」に掲げる各事業の充実を図ります。
- ③素案 18 ページ(と関連する部分)で、見直しの提案をしたい。素案 25 ページから 26 ページに掲載のある「基本目標2 守り、守られる施策の推進」の(4)プライバシーが守られること (5) 誇りを傷つけられないこと (6) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと」に記載のある「人権擁護の推進」については、人権擁護を主として活動しているので、「基本目標1 安心して生きる施策の推進」の「(5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと」のカテゴリーの中で「人権擁護の推進」にまとめてしまって掲載してはどうか？
→「基本目標1 安心して生きる施策の推進」の「(5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと」に「人権擁護の推進」を追加しました。
また、「基本目標2 守り、守られる施策の推進」の(2)～(4)の側面も併せ持つことから、従前の箇所に再掲事業として掲載しました。(市民課と協議済み)

(2) その他

- ①11月4日から11月12日までに庁内に意見照会をかけ、回答のあった内容について、反映させました。
- ②事務事業名で複数記載のあるものについては、再掲事業である旨の記載を加えました。

※変更箇所は、いずれも青字で記載しています。